

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 5     | 軽自動車税課税に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和7年6月30日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |

# I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |  |
|----------------------|--|
| ①事務の名称               | 軽自動車税課税事務  |
| ②事務の内容               | <p>地方税法及びその他地方税に関する法律, 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び宇都宮市税条例等に基づき, 宇都宮市(以下「本市」という。)が所有者・納税義務者に対して公正・公平な課税事務を行う。</p> <p>軽自動車税は, 賦課期日(4月1日)時点において, 本市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。また, その管理に当たっては, 以下の事務により行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 原動機付自転車や小型特殊自動車の申告受付事務</li><li>② 軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録事務</li><li>③ 軽自動車税の課税及び納税通知書等発送事務</li><li>④ 軽自動車税減免事務</li><li>⑤ 調定表, 統計資料作成事務</li><li>⑥ 軽自動車税に関する証明発行事務</li></ul> |
| ③対象人数                | [ 10万人以上30万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満  |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称 市税システム(軽自動車税)

②システムの機能

市税システム(軽自動車税)は、軽自動車税を賦課・更正する根本となるシステムであり、軽自動車税の特定個人情報全てを保有・管理する。

1 当初課税準備  
 (1) 新規車両登録機能  
 新規車両を登録する。  
 (2) 車両変更登録機能  
 車両の変更内容を登録する。  
 (3) 廃車登録機能  
 車両の廃車登録を行う。  
 (4) 証明書作成機能  
 新規登録に伴う証明書(標識交付証明書, 廃車申告受付書)を出力する。

2 当初課税  
 (1) 当初課税機能  
 当初課税処理を行う。  
 (2) 当初納税通知書発行機能  
 賦課処理結果をもとにした当初納税通知書を出力する。  
 (3) 調定表(当初)作成機能  
 賦課処理結果をもとにした調定表を出力する。

3 更正  
 (1) 更正申告受付登録機能  
 課税更正に関する申請を受け、変更情報を登録する。  
 (2) 減免申告受付登録機能  
 減免の申請を受け、変更情報を登録する。  
 (3) 税額変更機能  
 課税更正、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。  
 (4) 証明書交付機能  
 税額変更が発生したものに対する証明書(税額変更通知書)を作成する。  
 (5) 調定表(更正)作成機能  
 更正結果を基にした調定表を出力する。

4 発行・通知  
 (1) 各種証明書発行機能  
 各種証明書(継続検査用軽自動車税納付証明書など)を作成、交付する。  
 (2) 再交付機能  
 再交付申請を受け、証明書を作成、交付する。  
 (3) 各種通知書発行機能  
 各種通知書(転出、死亡など)を作成、通知する。

5 照会  
 (1) 車両情報照会機能  
 台帳より、車両番号、車種、所有者等を照会する。

6 統計  
 (1) 統計情報作成機能  
 都道府県に報告するための各種統計(集計)情報資料を作成する。

③他のシステムとの接続

[ ] 情報提供ネットワークシステム [  ] 庁内連携システム  
 [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  
 [  ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  
 [  ] その他 (市税システム(収納管理) )







|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 軽自動車税情報ファイル                       |  |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)<br>(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条第1項 別表の24の項<br>・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                           | (情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項   |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 理財部 税制課  |
| ②所属長の役職名                          | 税制課長   |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |  |
| —                                 |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 軽自動車税情報ファイル    |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ] <選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・軽二輪及び二輪の小型自動車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する者(過去に本市に主たる定置場を有していた者も含む)  |
| その必要性          | 軽自動車税の適正かつ公平な賦課, 徴収を行う上で, 地方税法442条の2及び447条に基づき, 必要な範囲の特定個人情報を保有している。  |
| ④記録される項目       | [ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="radio"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人番号: 申告情報の個人番号を正確に特定するために保有(参照)する。</li> <li>②その他識別情報(内部番号): 納税義務者を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。</li> <li>③地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するための区分及び課税のもととなる所得・控除情報・課税情報を保有する。</li> <li>④障害者福祉関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。</li> <li>⑤生活保護・社会福祉関係情報: 証明書の無料判定を行うために保有(参照)する。</li> <li>⑥災害関係情報: 減免に係る判定を行うために保有(参照)する。</li> </ul>   |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。   |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月1日  |
| ⑥事務担当部署        | 理財部 税制課   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用   |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|--|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※            | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課・障がい福祉課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 栃木県軽自動車検査協会・栃木運輸支局・一般社団法人全国軽自動車協会連合会 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                                      |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法             | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 電子ファイル )  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ③使用目的 ※           | 地方税法, その他の地方税に関する法律及び条例に基づき, 本市内に定置場を有する軽自動車等の適正な管理を行うため。課税の根拠となる車両情報をもとに納税義務者の特定を行い課税額の算出を行うため。   |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ④使用の主体            | 使用部署   | 理財部 税制課  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数   | [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢>             |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑤使用方法             | 1. 車両情報等の管理<br>(1) 市内に定置場が所在する原動機付自転車や小型特殊自動車の登録管理<br>(2) 市内に定置場が所在する軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車の登録管理<br>(3) 車両台帳から車両番号, 車種, 所有者等の参照<br>2. 軽自動車税の課税事務<br>(1) 当初課税処理を行い, 納税義務者へ宛名情報をもとに納税通知書の発送<br>(2) 賦課更正処理を行い, 納税義務者へ宛名情報をもとに納税通知書の発送<br>(3) 返戻された納税通知書の調査, 納税通知書の再発送<br>3. 軽自動車税減免, 課税免除事務<br>(1) 車両情報と障害者手帳等をもとに減免情報の管理<br>(2) 車両情報等をもとに課税免除情報の管理 |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 情報の突合             | ・個人を正確に特定するために個人番号を利用するが, 個人番号を利用して特定個人情報ファイルとの突合は行わない(その他識別情報(内部番号)を利用して突合する)。<br>・公平かつ適正な軽自動車税の賦課決定を行うため, 軽自動車税情報と他市町村等から入手した地方税関係情報との突合を行う。   |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用開始日            | 平成28年1月1日  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |   |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件  |   |
| 委託事項1                | 宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務   |   |
| ①委託内容                | 毎年の税制改正に対応し、システム改修を行う。   |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |   |
| ③委託先名                | 日本電気株式会社 宇都宮支店   |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 委託先から提出された再委託承認申請にもとづき、再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断した上で、再委託を承諾している。 |
|                      | ⑥再委託事項   | システム改修に係る要件定義、設計、プログラム製造、テスト作業  |
| 委託事項2～5              |  |   |
| 委託事項6～10             |  |   |
| 委託事項11～15            |  |   |
| 委託事項16～20            |  |   |



|          |
|----------|
| 移転先2～5   |
| 移転先6～10  |
| 移転先11～15 |
| 移転先16～20 |

**6. 特定個人情報の保管・消去**

|        |  |
|--------|--|
| 保管場所 ※ | <p>保管場所について</p> <p>1 本市における措置<br/>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) 保管場所の態様<br/>情報システムを構成するサーバ等は、火災・水害・振動・湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定するなどの必要な措置を講じている。</p> <p>(2) 保管場所への入退室、アクセス制限</p> <p>① 保管場所から外部に通じるドアを必要最小限とし、制御機能、鍵等により、許可されていない者の立入りを防止している。</p> <p>② 保管場所に入退室できる者は、情報システム管理者から許可された者のみとし、入退室管理簿等による入退室管理を行っている。</p> <p>③ 入退室を許可された者は、入退室の際、身分証明書を携帯し、求めに応じて提示できるようにしている。</p> <p>(3) 紙媒体、電子媒体の運用における措置</p> <p>① 紙媒体や電子媒体による申告書情報は、利用時以外は施錠できる保管庫で保管している。</p> <p>2 ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>(1) サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>(2) 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>① 中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>② 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されている。</p> <p>消去方法について</p> <p>1 本市における措置<br/>宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>(1) 不要となった情報資産を廃棄しようとするときは、無意味なデータを上書き、又は記録媒体の物理的破壊により完全に消去し、当該記録媒体上の情報が復元できない状態にした上で廃棄している。</p> <p>(2) 廃棄を行う場合、廃棄する情報資産の内容、廃棄日時、担当者名及び廃棄方法を記録した上でを行っている。</p> <p>(3) 市税システム内の保管期間を経過した申告等情報は、システムで判別して廃棄する。</p> <p>(4) 紙媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、本市の文書管理規定に基づき廃棄する。</p> <p>(5) 電子記録媒体で提出された申告等情報や特定個人情報のデータは、復元できないよう媒体を物理的破壊若しくは専用ソフトを利用して消去を行う。</p> <p>(6) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>(7) クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>(8) 中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>2 ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>(1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務デー</p> |
|--------|--|

**7. 備考**

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税情報ファイル

1. 軽自動車管理番号
2. 軽自動車情報
3. 標識番号
4. 車種コード
5. 型式
6. 車台番号
7. 排気量
8. 定置場住所
9. 登録年月日
10. 消滅(廃車)年月日
11. 認定番号
12. 所有者宛名番号
13. 所有者番号の個人番号(※)
14. 所有者番号の法人番号(※)
15. 使用者宛名番号
16. 使用者番号の個人番号(※)
17. 使用者番号の法人番号(※)
18. 納税義務者宛名番号
19. 納税義務者の個人番号(※)
20. 納税義務者の法人番号(※)
21. 減免情報
22. 課税情報
23. 賦課年度
24. 課税年度
25. 課税区分
26. 課税額
27. 更新職員ID
28. 更新年月日

※個人番号・法人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。





特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ① 一定時間操作がない場合、端末にロックがかかり、再度認証を行わなければ画面表示、操作を不可とすることで、長時間にわたる本人確認情報を表示させない。
- ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている。
- ③ 大量のデータ出力は、情報システム室での操作に限定している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

|                             |   |                       |  |
|-----------------------------|---|-----------------------|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている     | 2) 定めていない                                  |
| 規定の内容                       | 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。<br>① 契約終了又は解除された後においても秘密保持すること。<br>② 従事者に対して個人情報の保護に関する法律で定める罰則の教示を行うこと。<br>③ 個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと。<br>④ 本市の許可なき個人情報の複写及び持ち出しの禁止<br>⑤ 目的外の使用と第三者への提供の禁止<br>⑥ 個人情報の返還と廃棄に関すること。<br>⑦ 事故発生時の速やかな報告<br>⑧ 契約事項の違反による損害賠償の担保 |                       |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている | 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない<br>4) 再委託していない |
| 具体的な方法                      | 委託契約書において、本市の承諾を得ない再委託を禁止している。また、承諾を得た場合でも通常の委託業務と同様の措置を義務付けている。  |                       |  |
| その他の措置の内容                   | —   |                       |  |
| リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている | 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

|                        |  |                       |                          |
|------------------------|--|-----------------------|--------------------------|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール    | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている     | 2) 定めていない                |
| ルールの内容及び<br>ルール遵守の確認方法 | 個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等の内容に基づき、ルールを定めている。   |                       |                          |
| その他の措置の内容              | ① 入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバを設置し、情報の持ち出しを制限している。<br>② 共通基盤システム(庁内連携システム)において、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に電子記録媒体の接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。<br>③ 特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。<br>④ 業務端末での、電子記録媒体等への書き込みを禁止している。 |                       |                          |
| リスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている | 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |  | [ ] 接続しない(入手)  | [ O ] 接続しない(提供) |
|--|--|--|-----------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク   |  |  |                 |
| リスクに対する措置の内容   | <p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>① 情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、セキュリティリスクに対応している。</p> <p>② 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> |  |                 |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |                 |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク  |  |  |                 |
| リスクに対する措置の内容   |  |  |                 |
| リスクへの対策は十分か  | [ ]  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |                 |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |                 |
| <p>1 本市における措置</p> <p>本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>2 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3) 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみ行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>(5) 中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。</p> |  |  |                 |



|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
|                                      | <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。</li> <li>・日本国内でデータを保管している。</li> </ul> <p>7 技術的対策</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>(1) 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>(2) 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>(3) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>(4) クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(5) 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>(6) ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>(7) 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>(8) 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>(1) 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。</p> <p>(2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。</p> <p>(3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</p> <p>(4) 中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>(5) 中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの</p> |
| リスクへの対策は十分か                          | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 十分である ]</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| -                                    |  |

| 8. 監査  |   |
|--|---|
| 実施の有無  | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | [    十分に行っている    ]                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的な方法   | <p>① 職員に対しては、個人情報保護及び情報セキュリティに関する知識習得や意識レベルの向上を目的とした研修を行う。</p> <p>② 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p>③ 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育・研修の実施、個人情報の安全管理についての責任体制の整備、その他秘密保持に関する事項を記載し、遵守させる。</p> |
| 10. その他のリスク対策  |   |
| <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;<br/>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> |   |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| ①請求先                     | 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5<br>宇都宮市 理財部 税制課<br>電話番号：028-632-2205   |
| ②請求方法                    | ・開示請求については、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。<br>・訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、提出する。<br>・利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、提出する。 |
| ③法令による特別の手続              | —   |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | —   |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| ①連絡先                     | 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5<br>宇都宮市 理財部 税制課<br>電話番号：028-632-2205   |
| ②対応方法                    | ・問い合わせへの回答について、関係法令等に照らし、適切に回答する。<br>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係部署に速やかに連絡し、協議の上対応するとともに、再発防止策を検討する。   |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和7年3月1日  |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |





